令和８年（フ）第１６４号
沖縄県沖縄市古謝津嘉山町42番５－104号
県営古謝団地
破産者　後藏根　徹
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
沖縄県沖縄市中央１丁目11番６号
破産者　花城千香子（旧姓弓削）
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５１７号
福岡市中央区桜坂１丁目12番46号　桜坂ハイツ106号
破産者　原田　　享
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１０５号
福岡県春日市若葉台西１丁目51番地２　ピナクル若葉台205号
破産者　窪和久由美（旧姓山田）
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第８０７号
福岡市東区香椎浜２丁目５番２－207号ふよう香椎浜ハイツ、破産手続開始決定時の住所福岡市東区松崎１丁目52番７号
破産者　伊藤　鉄男こと　朴　　鉄男
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１７８０号
福岡市西区壱岐団地34棟101号、住民票上の住所福岡市西区野方６丁目23番３－305号
市営野方西団地３棟
破産者　中村　吉行
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２４６８号
福岡市中央区平和５丁目８番４－305号
ピュアドーム南山荘通り、開始決定時の住所福岡市中央区小笹４丁目19番36号　石田荘Ａ号
破産者　中村　真弓
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８６３号
福岡市東区舞松原１丁目８番７号　サンコウ舞松原Ⅱ105号
破産者　久野　明紀
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９２５号
福岡市東区二又瀬新町９番36号
破産者　稲葉　太靖
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０４９号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目４番18－103号
破産者　木村　義春
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０７３号
福岡県大野城市錦町３丁目２番26－212号
春日原ハイツ
破産者　松田明日香（旧姓榎薗）
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１１８号
福岡市城南区干隈１丁目12番18号、前住所福岡市博多区東那珂３丁目９番５－701号
Ｇｌｏｒｉａ東那珂
破産者　相賀さやか
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１７２号
福岡市早良区田村３丁目31番３－503号　市営田村住宅３棟
破産者　瀬口　佳菜
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２２５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈303番地１　グランコート　101号、前住所福岡県糟屋郡粕屋町内橋東２丁目５番39－106号　カーサ内橋
破産者　佐熊　義幸
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１号
熊本県山鹿市鹿北町岩野5486番地３
破産者　村木　耕生
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第２２号
熊本県山鹿市鹿北町岩野5486番地３
破産者　太田黒　好
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第６２６号
福岡市西区富士見３丁目24番１－206号
ハーモニーＫハウスＭｉＭｉ
破産者　吉住　和浩
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８６４号
福岡市早良区内野５丁目６番16号
破産者　實渕陽一郎
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部